

別紙 5

任命者又は雇用者による授与候補者の「推薦書」作成に当たって

任命者又は雇用者による授与候補者の「推薦書」（別記第6号様式）作成に当たっては、「授与候補者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されること」を確認するため、次の1～3の観点を満たすよう作成してください。

○「推薦書」作成にあたり満たすべき観点

- 1 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- 2 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- 3 下記「①研修計画の立案、実施」及び「②学習指導要領等の共通理解のための体制」に関する対応状況

①研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、市町村教育委員会や勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも検討すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

②学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。